

平成 29 年度

事業用大規模建築物における 優良廃棄物管理者表彰

● 特別賞 株式会社日清製粉グループ本社錦町ビル

お知らせ

第 4 次千代田区一般廃棄物処理基本計画を策定



千代田区

【特別賞】

株式会社日清製粉グループ本社錦町ビル

所在地：千代田区神田錦町 1-25

所有者：株式会社日清製粉グループ本社

建物概要：地上9階 地下1階建 延床面積：9,604㎡

主たる用途：事務所8社 従業員数：730人

廃棄物発生量	再利用量	再利用率	
		廃棄物全体	一般廃棄物
130.3 トン	100.6 トン	77%	71%

(2016年度実績)

優良な取り組み事例

1 社員食堂において、食べ切り運動を実施

食数の管理を行い、食材使用量の予測の精度を高めることで、厨芥ごみの排出量を大幅に削減(2年間で47.2トン減)し、食品ロス対策に大きく貢献しています。

また、生ごみ削減を社内の環境目標に掲げ、毎月開催している環境保全委員会において、食品ロスの現状と社員自らが実践できる食品ロス削減運動の事例を紹介しています。

右の写真は、WFP世界食料デー企画の際、社員食堂にて完食した場合にシールを貼り、そのシールの枚数に応じて、国連WFPの学校給食プログラムに寄付をしている様子です。



2 良好な分別環境の確立

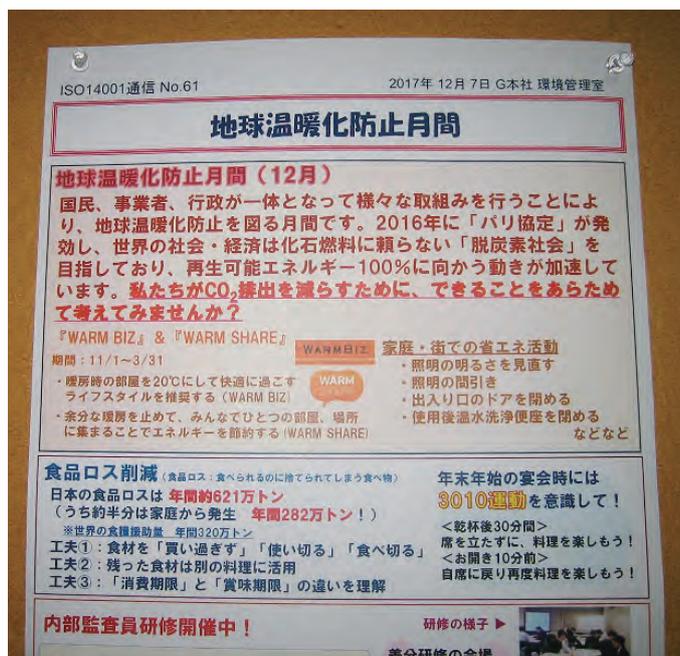
写真入りのごみ種別ごとの分別表を作成し手元分別の周知、徹底を図っています。

3 社員への意識啓発とその持続に向けて

前出の環境保全委員会では、社内の環境目標を定め、ごみ減量・リサイクルを通じ、環境負荷の低減に取り組んでいます。

また、環境に関する情報を周知するため、「ISO14001 通信」を定期的に発行し、新たな環境関連法令、環境月間、「COOL CHOICE[※]」などの情報提供、事業場の取り組み事例の紹介などの啓蒙を行っています。

※「COOL CHOICE」… 気候変動対策及び温室効果ガス削減をテーマにした「賢い選択」を促す 2030 年まで継続する新国民運動



受賞者の声

日清製粉グループ本社錦町ビルは、(株)日清製粉グループ本社をはじめ、日清製粉(株)、日清フーズ(株)等、複数のグループ事業会社に勤務する約 730 名が業務を行う本社ビルです。

当社グループでは、2008 年に ISO14001 規格においてグループ一括認証を取得し、2017 年には当該新規格への移行を完了しています。私たちは ISO14001 規格に準拠した環境マネジメントシステムを環境負荷低減のツールとして活用するだけでなく、業務効率化やコスト削減の促進に有効なツールとしても活用し、継続的改善に取り組んでいます。

例えば、廃棄物の削減のため、次のような活動に取り組んでいます。

- ・ 環境保全委員会での情報共有（環境データの見える化、環境関連法令の周知）
- ・ 廃棄物の徹底分別（写真付きの分別表の掲示、不要 OA 紙のリサイクルボックス設置）
- ・ 社員食堂の給食会社との連携（食数の管理、食べ切るメニューの採用）

また、食品メーカーの責任として、従業員の食品ロス削減への意識を啓発する活動も行っています。

- ・ 農林水産省「食品ロス削減国民運動」および食品ロス削減運動の紹介
- ・ WFP 世界食糧デー企画「食べ残しゼロ！食のもったいない宣言」

オフィスビルでの環境活動は、生産現場のように大きな活動ではありませんが、廃棄物の削減、発生抑制およびリサイクル率の向上のための活動だけではなく、室温管理や空調機器の更新等で省エネ活動にも取り組んでいます。これからも皆様から信頼され続ける企業であるために、役員、従業員一丸となり、地球規模での環境問題の解決の一助となれるように環境活動に取り組んで参ります。

第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画を策定

千代田区は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみの減量・資源化を促進する取り組みとごみの適正処理・処分などを示したものとして、平成29年12月に「第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この冊子には、主に事業者のみなさんに関係する部分を抜粋して掲載しています。

基本計画の概要

1 基本計画の位置づけ

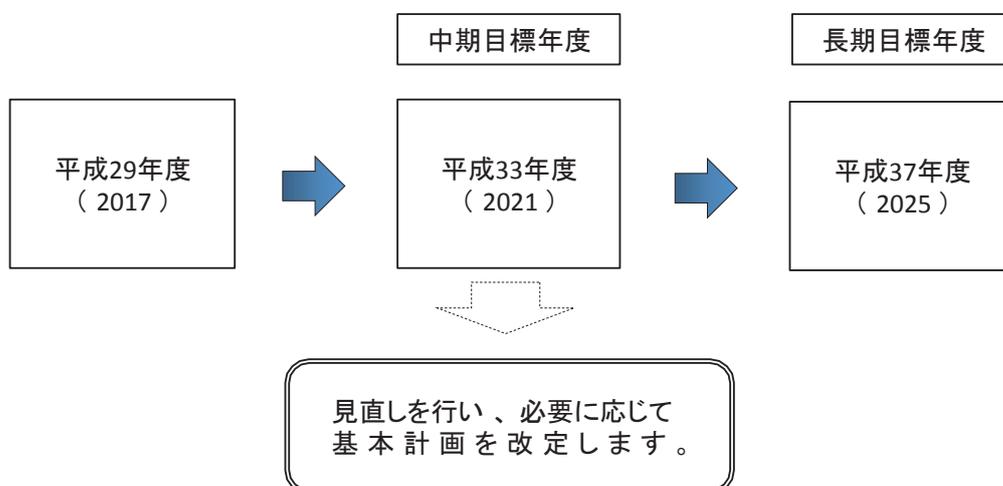
この計画は、千代田区の将来像を定める「ちよだみらいプロジェクト—千代田区第3次基本計画2015—」のごみ処理・リサイクル等に関して具体的な取り組みを定めた個別計画です。

2 基本計画の目標年次

この計画の期間は、平成29（2017）年度から平成37（2025）年度までです。また、平成33（2021）年度を中期目標年度とします。

なお、この計画は、計画で掲げた数値目標や施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ、諸条件、法制度、社会情勢の変化などに応じて、概ね5年ごとに見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対応を講じていきます。



現 状

1 地域の特性

千代田区には多くの事業所や学校などが集まり、昼夜で人口の差が著しく、都内ばかりでなく全国でも類のない地域となっています。

夜間人口	59,554 人
------	----------

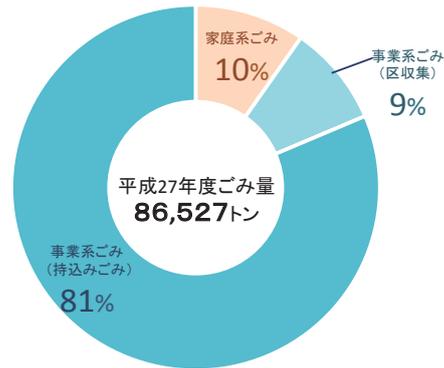
昼間人口	819,247 人
------	-----------

※夜間人口 … 平成28年10月1日現在、住民基本台帳人口

※昼間人口 … 平成22年10月1日実施、国政調査人口

2 家庭系ごみ、事業系ごみ量の割合

千代田区から排出されるごみ量の約9割が事業系ごみです。



※持込みごみ - 事業者が自ら、または一般廃棄物処理業者に委託して、清掃工場等の中間処理施設に搬入する事業系ごみ

3 事業用大規模建築物の所有者等に対する排出指導

千代田区では、事業者が自ら資源リサイクルに取り組むよう、事業用大規模建築物の所有者等に対して排出指導を行っています。

また、中小事業所のリサイクル活動に対する支援（ちよだエコ・オフィス町内会）を行っています。

事業用大規模建築物数	事業用大規模建築物再利用量
1,965 件	114,268.3 トン
ちよだエコ・オフィス町内会 参加事業所数	ちよだエコ・オフィス町内会 古紙回収量
603 事業所	424.1 トン

(平成27年度実績)

※事業用大規模建築物 - 事業用途に供する延床面積が1,000平方メートル以上の建物

※ちよだエコ・オフィス町内会 - 中小企業の事業系古紙を対象としたリサイクルシステム区では、リサイクルボックスの無償貸出や申込受付等の支援を行っています。

課 題

- 千代田区のごみ減量のためには、事業系ごみの削減・資源化の促進が不可欠です。
- 事業活動に伴って生じる廃棄物は、事業者自らの責任で処理するという原則を、事業者に徹底することが必要です。

基本方針

1 目指す都市像(基本理念)

区 の 特 性 を 活 か し た 「 資 源 循 環 型 都 市 千 代 田 」 を 構 築 し て い き ま す

第1次基本計画から、製品の生産、消費、廃棄、処分に至るすべての過程で、区民・事業者・行政の緊密な連携（パートナーシップ）による取り組みを進め、地球環境への負荷の少ない「資源循環型都市千代田」を構築することを目指してきました。

第4次基本計画においても、引き続き上記の理念を掲げ、施策を推進します。

2 基本方針

1 ごみの発生そのものを抑制し、地球環境保全に向けた取り組みを行います

2 排出されるごみは可能な限り再使用・再生利用します

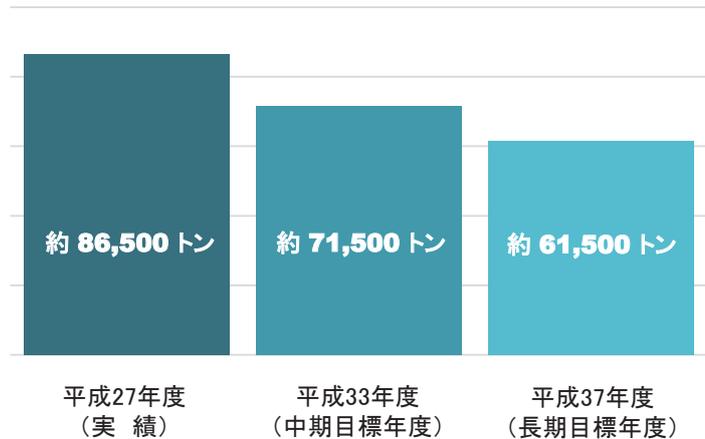
3 区民・事業者・行政の協働による取り組みを推進します

基本目標

1 ごみ削減目標

平成33(2021)年度
ごみ排出量:約71,500トン
(平成27年度比約1.7割削減)

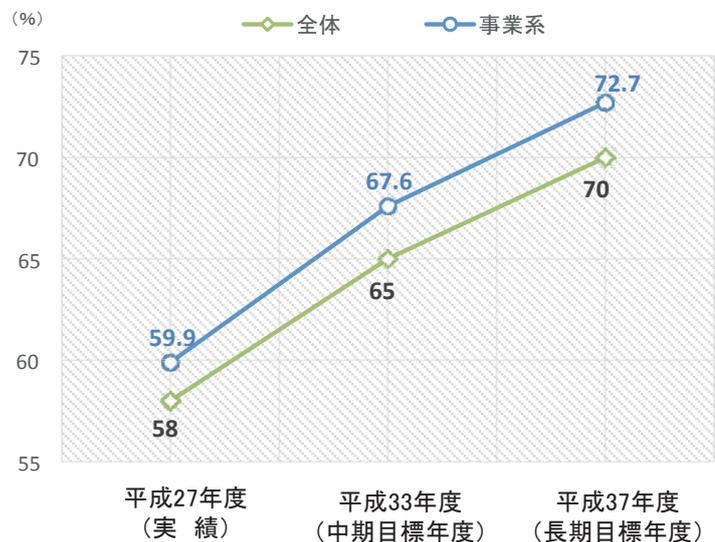
平成37(2025)年度
ごみ排出量:約61,500トン
(平成27年度比約3割削減)



2 資源化目標

平成33(2021)年度
資源化率:65%
(平成27年度比約7ポイント増)

平成37(2025)年度
資源化率:70%
(平成27年度比約12ポイント増)



目標達成に向けた取り組み

課題解決のために、主に以下のことに取り組みます。

1 事業用大規模建築物等における発生抑制の促進

延床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者・管理者は事業系ごみの適正処理及び減量・再利用を促進する義務があります。

区は、履行を確実なものとするため、立ち入り検査を計画的に行い、取り組みが不十分などところには指導をしていきます。

また、事業用大規模建築物において、設計・建設段階からごみの減量化に配慮した建築物となるよう再生利用対象物の保管場所の設置について指導を行います。

2 区が収集する事業系ごみの適正化

事業活動に伴って生じるごみは、自己責任で処理することが原則です。区で収集する事業系ごみのうち「千代田区有料ごみ処理券」を貼付していないものや、ごみの容量に見合った金額の処理券が貼付されていないものがあつたときは、排出者を調査して指導し、適正負担の徹底を図ります。

また、ごみ処理券に屋号や事業所名の記載を求めるなど検討し、さらに適正な分別が図れるよう取り組みます。

3 一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言

事業所の廃棄物の処理を受託している一般廃棄物収集運搬業者に対して、事業用大規模建築物の立ち入り検査等を通して、再資源化によるごみの削減や適正な運営についての徹底を要請します。

4 食品廃棄物の循環システム

NEW

事業所の食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物を、堆肥化や飼料化等による循環システムの構築に向け、助言できるよう検討していきます。

また、大規模再開発の際、食品廃棄物を活用したバイオマスエネルギー施設の設置の可能性などについても検討していきます。

5 小規模事業所への立ち入り指導

NEW

適正な分別がされていない中小事業所が散見されています。今後、小規模事業所への立ち入り指導について取り組んでいきます。

6 行政によるコーディネート

NEW

中小事業所のごみ発生抑制・資源循環システムの構築に向けて、情報提供や事業者間などの連携を図るため、区のコーディネーターの役割について検討していきます。

現在・未来の方々が良好な環境の中で暮らせる持続可能な社会のために、事業所においても廃棄物の減量と資源循環の取り組みは必要不可欠です。ごみ減量の実現に向けて、事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

※この計画の全編は、千代田区のホームページでご覧いただけます。

[URL]<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/gomi/shisaku/ippan-kihon.html>

平成29年度 優良廃棄物管理物件一覧

建築物名称	所在地	建物概要 (床面積)	主な優良取組内容
株式会社日清製粉グループ 本社錦町ビル	神田錦町 1-25	自社ビル 9,604㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・社員食堂において、食べ切り運動及び食数の管理を徹底し、食品ロス対策に大きく貢献 ・環境保全委員会を毎月開催し、月毎に環境基本方針を定め、環境負荷の低減を徹底 ・写真入りのごみ種別毎の分別表を作成し、手元分別を促進
日本海事協会ビル	紀尾井町 4-7	自社ビル 5,326㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減に向け検討会を毎月開催し、対前年同期比のリサイクル率等を報告・周知することで、建物全体で目標達成を徹底 ・写真入りのごみ種別毎の分別表を作成し、手元分別を促進 ・リユースコーナーを設け、文房具類の再使用を積極的に実施
連合会館	神田駿河台 3-2-11	テナントビル 7,033㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・テナント及び清掃担当との全体会議を行い、現状報告や分別方法等を確認することで、適正処理を実現 ・写真やイラスト入りの分別排出場所毎の分別表を作成し、手元分別を徹底
市ヶ谷ビル	九段北 4-2-6	テナントビル 6,338㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・テナント独自で分別一覧表の作成や分別が不適正な場合に現物を掲示、周知することで、社員各自による正しい手元分別を推進

上記の建築物は、平成28年4月から平成29年3月の間に、千代田清掃事務所が立入調査を実施した221件の事業用大規模建築物の中で、事業系廃棄物の減量・リサイクル促進に積極的に取り組み、区の目指す「資源循環型都市千代田」に大きく貢献している建築物です。

平成29年度「事業用大規模建築物における優良廃棄物管理者表彰」は、優良取組建築物の中から、他の建築物の模範となる取組内容を、区長表彰として広くお知らせさせていただくものです。

千代田区環境まちづくり部 千代田清掃事務所

〒101-0021 千代田区外神田 1-1-6

電話 (3251) 0566